

令和 6 年度における実地監査の結果について

1 監査対象施設

出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 5 5 条の 9 の規定に基づき、同法第 5 章の 2 に定める被収容者の処遇の適正な施行を確保するため、次のとおり全国の収容施設を対象に実地監査を行った。

- （１）入国者収容所 2 官署
- （２）各地方出入国在留管理局設置の収容場 1 5 官署

2 重点調査事項

実地監査においては、全国の収容施設に対し、以下の対応状況を重点的に調査した。

- （１）処遇の実施に係る状況
 - ア 被収容者の処遇状況
 - イ 処遇上特に配慮を要する被収容者の処遇状況
 - ウ 見張り・動しゅうの実施状況
 - エ 被収容者に対する不適切な言動等の有無
- （２）規律及び秩序の維持
 - ア 監視カメラ等による事案の検証体制の構築
 - イ 鍵の管理及び施錠確認の実施状況
 - ウ 捕縄、手錠及び警備用具の使用方法等の確認
 - エ 有形力の行使の状況
 - オ 収内検査の実施状況
- （３）災害発生時の対応
 - 災害対策及び災害発生に備えた訓練状況の確認
- （４）入国者収容所等視察委員会への適切な対応
 - 入国者収容所等視察委員会への対応状況の確認

3 監査結果の概要

- （１）令和 6 年 6 月 1 0 日に施行された改正出入国管理及び難民認定法をはじめとする各種法令に従い、おおむね適正に職務が遂行されている状況を確認した。
- （２）一部の収容施設において、
 - ・規律及び秩序を維持する観点から、短期間の収容であってもより積極的に居室等の検査を行うこと

- ・より適正な業務遂行のため、通達を遵守したマニュアルを作成し、その記載内容を充実させること
- ・領事官等以外の者との面会において、入国警備官の立ち会いが原則となっているところ、入国警備官を立ち会わせない場合には、入国者収容所長等の明確な承認を受けること

などを指示し、必要な対応がとられたことを確認した。